⑸　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴に同じ。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　その他詳細はホームページに掲載する公示による。
7　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kaoru Matsusaki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Seismic reinforcement design of Tagajo bridge in Sanriku Expressway
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 6 September 2018
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 31 October 2018
⑹　Contact point for tender documentation : Shinji Kawasaki, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 3―2―1, Chuo, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―0021 Japan TEL 022―217―1726

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成30年8月23日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　（修）構造物設計30―２―５
⑶　業務内容
本業務は、首都高速道路の高速川口線、高速６号三郷線における上部工耐震補強工事の計画検討、支承取替、ジャッキアップ補強、支点補強リブおよび落橋防止システム等の概略設計及び上部工耐震補強事の工事用資料作成を行うものである。
また、高速川口線の特殊な構造を有する橋梁において、支承取替の設計を行うにあたり、動的照査法による耐震性能照査を行う。
主な作業内容は次のとおりである。
１）耐震性向上工事実施検討
①　グルーピングによる計画検討
②　支承取替概算設計（設計・図面作成
③　ジャッキアップ補強設計及び支点補強リブの概算設計の検討
④　落橋防止システム（段差防止工含む）概略設計　（設計・図面作成）
２）工事用資料作成
①　工事数量・図面作成等取り纏め
②　工事発注図面作成および数量算出
３）既設橋梁の動的照査法による耐震性能照査
①　現況橋梁モデル作成
②　現況動的解析
⑷　履行期間
契約締結の翌日から540日間
⑸　その他
①　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。
②　本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。
③　技術提案書は、持参により提出すること。
④　その他については、電子入札留意事項によることとする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における平成29・30年度競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。
①　資本関係
以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
イ　親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
ロ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
②　人的関係
以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
イ　一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合
【役員の定義】
⑴　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
⑵　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
⑶　委員会設置会社における執行役又は代表執行役
【管財人の定義】
会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人
③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
⑷　業務実施上の条件
①　法人に必要とされる業務の実績
当該業務に参加希望する法人は、平成20年度以降に高速自動車国道又は一般国道又は都市高速道路における耐震補強設計及び支承取替設計に関して完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。
②　予定管理技術者に必要とされる要件
イ　技術資格
技術士［総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）］、技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート部門）］、ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）はこれと同等の能力と経験を有する技術者
なお、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。
ロ　業務実績
平成20年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。